**新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン**

**高知若草特別支援学校　国立高知病院分校**

**（R2.８改訂版）**

**【感染防止対策の７つの基本**】

**～ウイルスの除去と３つの密（密閉、密集、密接）を避ける！～**

**対策１**こまめに石鹸・流水により手洗い・消毒液での手指消毒を行うこと

※手指に付着したウイルスが、口や鼻・目などを触ることで体内に入り増殖します。

新型コロナウイルスの特徴から石鹸の使用が効果的です。

・登校時、出勤時など校舎内に入る時に必ず行う。

・児童生徒の支援(手や顔、頭などに触るときは特に)等に当たって、一行為二手洗い

(行為の前後)を徹底する。20～30秒程度の石鹸・流水で洗う。

手を拭くときは必要に応じてペーパータオルを使用する。

・可能な場合は児童生徒にも手洗いを指導する。

**対策２**　マスクを着用すること

　　　　※飛沫による感染を少しでも防止するため、また咳エチケットのために効果があります。

※学校で使用するマスクが入手できない場合は保健室に相談してください。

・鼻から顎までを覆い、手で顔やマスクを触らない。

・可能な場合は児童生徒にも指導する。

・食事などで、マスクを外す場合、マスクの前面に触らないことや、外した時の管

理に気をつける。

　　　　・対策3・4とも関連し、正面からの支援や、むせ等があり飛沫が心配される場合

は、マスクと合わせてフェイスシールドやゴーグルを使用する

**対策３**　密集を避け、人と人との間隔（1.5～２ｍ）を空けること

　　　　※三密の空間を避けることが、集団感染を防ぎます。

　　　　・教室、エレベーターなどにおいて、できる限り必要な間隔を確保できるよう、また向かい合わない等座席配置や整列の仕方を工夫する。

　　　　・できる限り広い場所を使用する、または集団を分けるなどの工夫も行う。

　　　　・ランチルームは、衛生面に気を付けて使用する。

**対対策４**　近距離での会話、大きな声での発声を控えること

　　　　※マスクをしている場合も、そうでない場合も、大きな声での会話や歌唱、近距離での会話などは、咳やくしゃみと同様の状況となります。

　　　　※大きな声での指導をしなくてもよい指導を考えることも大事です。

・授業等の指導場面、職員間で行う打ち合わせや会議などでも適切な距離を確保し、

必要な場合はマイクを使用する。

　　　　・マスクを外して食事をしているときは、できるだけしゃべらない。

**対策５**　頻繁な換気（常時、２０～３０分毎＋休憩時間など）を行うこと

　　　　※三密の空間を避けることが、集団感染を防ぎます。

　　　　・気温も考慮しながら、常時換気、20～30分ごとの換気、休憩時間の換気等を確実に行う。エアコン使用時にも換気を定期的に行う。

　　　　・対角線の出入り口や窓など2か所以上空け、扇風機等も活用する。

　　　　・ウイルス除去とも合わせて、出入り口は常に開放しておくことも有効。

　　　　・体調管理のため衣服の調節にも配慮する。

**対策６**　物の共用をしないこと（共有する場合は必ずアルコール消毒をする）

　　　　※ウイルスの特徴により人から人の感染だけでなく、人から物・物から人の感染があることが分かっています。

　　　　・タオルや教材・教具等、使用する物は個人ごとに用意する。

　　　　・どうしても共用しなければならない物は、使用前後に手洗いを行うとともに、必要な場合は消毒・除菌を行い使用する。

**対策７**　すべての場で清潔な空間を保つよう清掃を徹底し、必要な場合は消毒・除菌を行う。

　　　　※排せつ物の飛沫からの感染もあることが報告されています。

　　　　※多数の者が使用する物、あるいは触れる場所は、ドアノブや取っ手、手すり、手洗い場のレバーや蛇口周辺、トイレのドアや便座の蓋やレバー等たくさんあります。

　　　　・児童生徒、教職員ともトイレ前後の手洗い・手指消毒を行う。

　　　　・トイレは使用後、その他教室等児童生徒の下校後に清掃・消毒を徹底する。

※除菌・消毒液は、保健室に相談し、各場所ですぐ使えるよう準備しておくこと

**その他**　・感染が流行している地域との往来にも、十分な注意が必要です。

　　　　・新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染者や濃厚接触者等が、差別・偏見・

いじめ・誹謗中傷などの対象とならないよう十分な配慮や注意が必要です。

**※別紙「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」（A3版）を**

**用いて、各部署、各教室等でチェックを行いましょう。**

　＜参考資料＞

　〇「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」（新型コロナウイルス感染症とは、発

熱・風邪症状が出た時など）　　　　　　　　　　　　　保健所資料より抜粋

　〇「感染症対策へのご協力をお願いします」（手洗い・咳エチケット・マスク着用）厚生労働省

　〇「「密閉」「密集」「密接」しない」　　　　　　　　　　　　　　　 厚生労働省

　〇「新型コロナウイルス対策　身のまわりを清潔にしましょう。」　 厚生労働省他

　〇**「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル**

**～『学校の新しい生活様式』～　　　　　　　　　　　　　文部科学省**

**児童生徒、教職員等の保健・健康管理に関する対応**

１　児童生徒の登校・下校について

1. 登校前

・自宅を出る前に検温、風邪症状等体調不良の有無を確認する。

　➡発熱、風邪症状等がなければ通常通り登校

　➡平熱より体温が高い、風邪症状等がある場合は、自宅静養

※必要と思われる場合は通院

　　※症状が無くなるまでは登校を控える。

　　※地域の感染者に広がりが生じている場合は、同居の家族に風邪症状等があ

　　　る場合も同様とする。

1. 登校時

・病棟生は、風邪症状等体調不良がある場合は、各病棟より連絡がある。

・自宅通学生は学校到着後、保健室にて保護者から体調面や検温の結果について

聞き取りを行い、保護者、看護師、養護教諭、担任でバイタルチェック等受け

入れの基準を満たしているかどうかの確認を行う。

➡前日下校後から当日朝までの体調等に気になることがある場合は、保健室に

相談し、出席が可能かどうか判断する。

➡体温が37.5℃を超える若しくは平熱より高い、風邪症状等がある場合は、

自宅静養

1. 学校滞在中

　　　・担任、看護師等により健康状態について観察

➡体温が37.5℃を超える若しくは平熱より高い、風邪症状等体調不良がある

場合は、病棟生は各病棟へ帰棟、通学生は自宅静養する。

　※通学生は保護者に連絡し、迎えを依頼。迎えまでは担当を固定し個別対応

1. 下校時

・下校時刻30分前頃に検温を行う。

　➡体温が37.5℃を超える場合は、保護者に連絡し、迎えをお願いする。

　　放課後等児童デイサービスを利用している場合は、送迎者に連絡する。

　　※下校時の体温が明らかに平熱より高い場合は、放課後等児童デイサービス

事業所が預からない場合があるため

２　医療的ケアを必要とする児童生徒等について

1. 医療的ケアを必要とする児童生徒や、基礎疾患等のある児童生徒の中には、新型コロナウイルスによる感染症の重症化リスクが高いケースもあることから、必要に応じて主治医や指導医に相談し、個別に登校の判断を行う。
2. 登校日の体調等については、各病棟、保護者、学校看護師、担任等で十分に情報共有する。
3. 医療的ケアに関する感染症対策については、本ガイドラインを踏まえて、必要な対応を個別マニュアルに反映させる。

３　保護者・外来者への対応について

　　・保護者、外来者の来校時、玄関横の流しで手洗い、手指消毒を行う。その際、必ずマスクの着用を促す。マスクをしていない（持っていない）場合は学校で用意しているマスクを着用してもらう。併せて、事務室前で検温（保護者の送迎の場合は自宅を出る前に検温をしてきてもらう）し、事務室に用意している名簿に氏名、体温、チェック項目に記載していただく。チェック項目等の記載内容によっては、学校への入校を断る場合もある。

　　・児童生徒の送迎について、保護者の入校を原則1階保健室までとする。

　　・外来者について、教室等児童生徒が学習している部屋への入室は禁止とする。

４　児童生徒の定期の健康診断について

　　・臨時休業で変更となった健康診断については、年度内に実施する。

　　・実施が遅れることに伴う児童生徒の健康に対する配慮について、保護者や主治医・指導医等と連携し適切に対応する。

　　・その旨を保護者にも周知し、理解、協力を求める。

５　教職員の健康管理

・出勤前に検温、風邪症状等の確認を行う。

➡平熱より体温が高い、風邪症状等がある場合は、出勤を控える。

※必要と思われる場合は通院する。

　※症状が無くなるまでは出勤を控える。

・出勤時、玄関横の流しで手洗い、手指消毒を行い、事務室にある記録簿に出勤前の体温、チェック項目のチェック等、各自が記載する。その他、午前午後の学習活動（ランチに入る場合はランチ前に検温をし、その検温を午後の検温とする）の前に再度検温をし、記録簿に記載する。チェック項目に該当品項目がある場合は詳細について記載する。

・教職員が、県外に出かける場合は、事前に管理職に報告する。

　　　感染が拡大している地域と往来があった場合は、その後別室にて健康観察期間を取る場合もある。

**学習指導等に関する対応**

１　授業・行事等における配慮事項（全般）

・感染が拡大している時期かどうかの判断は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について(通知)」(令和2年5月26日付、2高高学第550号)の「県立学校における新型コロナウイルス感染症対応の臨時休業の判断基準」を踏まえる。区分Ⅰ・Ⅱの場合は、行事等は原則中止または延期や変更を検討、区分Ⅲ・Ⅳの場合は、感染症対策を十分に行いながら実施を検討する。

・全ての行事や授業等の取組について、【感染防止対策の基本】に十分留意した計画を立てる。十分な配慮ができない取組については、中止や延期を検討する。

　　・**行事等の計画の検討に際しては、事前に実施の可否について管理職や隣接病院に相談するとともに、計画書は保健室にも回議し、適切な感染症対策が取れているかを確認する。保護者への説明を行い、了解を得ることにも留意する。**

・新型コロナウイルス感染予防のための「新しい生活様式」等の実施に伴い、児童

生徒の身体面、精神面での十分なケアが必要と思われる。実態をよく見極めて必

要な配慮を行う。

・保護者等との情報共有を密に行うとともに、教員間でも的確な情報共有を行い、アクシデントやヒヤリハットが発生することがないよう授業等活動の計画段階から、十分な配慮を行う。

　　・支援や介助はできるだけ固定した者が行うこととし、交代する場合や複数で対応する場合は、手洗い・手指消毒を行う。

　　・児童生徒に対しても、健康管理、感染予防対策に関する指導を行う。

２　合同で行うことの多い学習、人数の多い学習グループでの学習について

　　・三密を避けるよう、集団の人数や使用する教室を工夫する。

　　・県内の感染確認の状況等に応じて、指導内容や指導形態等を変更する等の対応が

必要な場合には、年間指導計画や単元計画の見直しなどを行い対応する。

　　・教室を分散し、テレビ会議システムを使用した授業を行うこと等も検討する。

（１）体育科の授業について

　　・三密を避けるよう、集団の人数や使用する教室を工夫する。

　　・集団での競技は感染確認の状況等に応じて実施方法、指導時期を検討する。

　　・使用する教具等の共有を避けるとともに、共用せざるを得ない物は消毒等を行

う。

　　・水泳の授業は学校医や隣接病院と相談しながら実施の有無について検討する。（令和2年度は実施しない）

（２）音楽科の授業について

　　・三密を避けるよう、集団の人数や使用する教室を工夫する。

　　・感染確認の状況等に応じて歌唱などの実施方法、指導時期を検討する。

　　・使用する楽器の共有をできるだけ避けるとともに、共用せざるを得ない物は消毒等を徹底する。

３　調理を伴う学習について

　　・感染の拡大が確認されている時期は、実施を見合わせる。

　　・感染確認の状況等に応じて実施可能と判断される場合は、衛生管理及びウイルス除去対策を徹底して行うよう計画する。実施しようとする場合は、事前に管理職に報告する。管理職は隣接病院と相談する。

　　・学習で調理したものの販売については、当面実施しない。

４　体験実習等について

　　・感染の拡大が確認されている時期は、実施を見合わせる。ただし、その時期にどうしても実施しなければならない実習に限って計画（高３生中心）し、受け入れ先の意向、保護者・本人の了解を得られたもののみの実施とする。

　　・感染確認の状況等に応じて実施可能と判断される場合は、受け入れ先の意向、保護者・本人の了解を得られた実習を実施する。

５　校外学習について（令和２年度は実施しない）

　　・感染の拡大が確認されている時期は、実施を見合わせる。

　　・感染確認の状況等に応じて実施可能と判断される場合は、感染症対策に留意した計画等準備を進めるが、実施の可否は期日が近づいた時点での判断とする。

　　・計画については、不特定多数の人に接する場や機会は避けることなどに留意し検討する。

６　交流および共同学習について（令和2年度について）

　　・1学期中に予定していた学習は、中止または延期とする。2学期以降については、計画等準備を進めるが、実施の可否は期日が近づいた時点での判断とする。

　　・居住地校交流学習については、1学期中に相手校と打ち合わせを行い、2学期からの実施に備える。

７　学校行事について

1. 修学旅行について（令和2年度）

・小5、高２については、次年度に延期する。

・高３については、当初の計画を変更し、日帰りの代替旅行を実施する。行先

は、県内とし、旅行団の人数は必要最小限にする、移動時間を短くする、行先

を限定しできるだけ不特定多数との接触機会をなくするなどに留意した計画と

する。（令和２年度は校内で実施予定）

　　　・中２については、当初から校内での実施計画であるため計画通りとする。

最終的な実施の可否は、期日が近づいた時点での判断とする。

（２）その他の行事について（令和2年度）

　　　・総文祭については、WEB総文のみに参加。

　　　・避難訓練は、児童生徒の避難の方法や避難経路の確認を目的に行う。

　　　・始業式、終業式は体育室にて最少人数で実施する。

　　　・ジュニアボッチャ大会は、それぞれ主催者判断で開催される場合は、学校とし

ては参加可能とする。

８　臨時休業に伴う授業時数確保、学習保障について

　　・児童生徒の過重負担とならないことを考慮しつつ、行事等授業以外の活動の精選、各教科等の授業内容の精選や指導時期や順番などを検討し、年間指導計画を　立てる。

　　　➡令和2年度：夏季休業期間短縮、つくしまつり、つくし大運動会の中止、卒業式の日程変更等

　　・今後、再度臨時休業措置が取られた場合に学習支援に対応できるよう、課題の出し方や遠隔授業の実施等ICT機器を活用した学びの保障について、研究、検討し準備しておく。

９　臨時休業や感染等に伴う児童生徒の欠席等の扱いについて

　　〇参照

「県立学校等において教育活動再開後に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置について（令和2年3月3０日時点）

　　　　　　　　　　　　　　（令和2年3月30日付、元高保体第852号）

**※指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録するもの**

　①学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止

　　　　　・感染が判明した者

　　　　　・感染者の濃厚接触者に特定された者

　　　　　・発熱等の風邪症状がみられる者

　　　　　・（感染が拡大している地域：国の基準でレベル2や3）同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者

　　②「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことが出来ない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

　　　　　・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合

　　　　　・感染が不安で休ませたいと相談があった者について、感染経路が不明な患者が増えているなど感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

10　給食（ランチ）について

　　 ※【感染防止対策の基本】及び別紙ガイドライン参照

　　 ※ランチルームへの出入りの際には、保健室にて検温、手洗い、手指消毒、サージカルマスク、エプロン、手袋の着用を行う。

1. 配膳について

　　　・配膳された食事で、すぐ食べないものはラップをかけておく。

1. 食事中及び食事支援について

・ランチルームの密を避けるため、摂食介助教員、見守り教員、養護教諭、看護

師以外は入室しない。

　　　・食事の際の配席は、十分な間隔を取り、向かい合わない。

　　　・食事支援はできるだけ正面からは行わない。正面から行なう必要がある場合

は、フェイスシールド等を使用する。

　　　・特別食や各自の食具が間違いないか、十分に確認する。

　　　・ランチ中は会話を控える。

　　　・食事支援を行う支援者が交代する場合、できるだけ速やかに引き継ぎを行い、ランチルームから退室する。ランチルームを密にしない。

　　　・医療的ケアを行うスペースに教職員が集中することがないように気を付ける。

（３）ランチルームの換気・清掃等について

　　　・食事の前後、または食事中の換気を十分に行う。

　　　・食事後は、使用した場所の清掃とともに、テーブルやいすの消毒を行う。

（４）歯磨き指導について

・介助により歯磨き、うがいを行う場合は飛び散りに注意し、フェイスシールド

を使用する。

・使用した歯ブラシは洗浄後自然乾燥させる。その他のコップ等は食器洗い用洗

剤で洗浄してから乾燥機に入れる。洗面台等についても、使用後には洗剤での

洗浄または消毒を行う。

**学校運営上、必要となる事項への対応**

１　年間行事予定の見直しについて

1. 学校行事等（令和2年度）

・臨時休業中に予定されていたものを含め、全ての行事について感染症予防対策

の観点から再検討する。行事の精選を行うなど行事予定の再構築を行う。

1. 教職員の行う会議等

　　　・働き方改革の観点で進めてきた会議の持ち方等を一層徹底し、精選や時間短縮、参加者の精選、会議場所、準備の工夫、ICTの活用などを行い実施する。

　　　・外部の会議・研修等への出席、外部の方が参加して本校で行う会議・研修等については、真に必要な場合に限り、管理職の判断により参加または実施する。可能な場合はリモートでの実施を検討する。

1. 教職員の研修等

・県教育センターの実施する研修、県教委主催の協議会等については、県教育セ

ンターまたは県教委の指示に従う。

　　　・その他については、状況を踏まえて管理職が判断する。

1. 地域支援（センター的機能）

・臨時休業中は、外部に出向いての支援は中止し、電話やメールで対応する。

　　　・教育活動再開後においては、相手校等の地域の感染の確認状況等を踏まえ出向いての支援の可否を判断する。

　　　・感染確認の状況等に応じて開室可能と判断される場合は、感染症対策に留意して希望者を受け入れる。但し教室への入室はしない。

２　教職員の健康管理及び服務について

　　〇参照

　　　「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）」

　　　　　　　　　　　　　（令和2年3月5日付元教福大1707号教育長通知　改正令和2年4月6日2高教福第24号教育長通知）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 休暇・利用できる制度 |
| 新型コロナウイルス病原体の保有者 | 出勤困難休暇（１（１）該当） |
| 新型コロナウイルスの病原体の保有者以外 | 発熱等の風邪症状有り | 出勤困難休暇（１（３）該当）又は病気休暇、年次有給休暇 |
|  | 感染症法第 44 条の３第２ 項に基づく必要な協力を求められた者 | 出勤困難休暇（１（２）該当） |
|  |
| 親族に症状有り | 出勤困難休暇（１（３）該当）又は看護休暇 |
| 症状無し | 濃厚接触者等 | 年次有給休暇又は在宅勤務（２（１）該当） |
|  | 在宅勤務を実施することが適当であると認められる者 | 在宅勤務（２（２）該当） |
|  | 通常勤務 |
| 臨時休校等により子の世話をする教職員 | 出勤困難休暇（１（４）該当） |

３　看護実習生の受け入れについて

　　・実習等実施の2週間程度前から、本県に滞在のうえ、毎朝の検温や風邪症状の

　　　確認を行うことや、感染リスクの高い場所には行かないことなどを周知し、健康

状態に問題がなければ受け入れる。

　　・受け入れにあたっては、看護学校や各病棟と相談して問題がないと判断された場合は受け入れを行う。

　　・実習等を予定している学生が感染、または濃厚接触者に特定された場合は、実習

等を中止または見送る。

**各部署での環境整備や対応**

１　保健室の対応について

　　・児童生徒、教職員の健康管理について、情報を収集・管理するとともに、必要な

助言や指導を行う。

　　・保健室の利用にあたっては、三密を避けるため、入室制限し、廊下などで待機し

　　　てもらうこともある。また用務が終われば、速やかに退出する。

　　・緊急でない、定期の体重測定などは、あらかじめ時間を予約して利用する。

　　・校内のウイルス除去対策や、三密を避ける対策について、指導や助言を行うとと

もに、消毒液等の配置や補充等を行う。

２　事務室の対応について

　　・1.5ｍ程度の間隔で在室できる人数に気を付け、定期的、こまめに換気を行う。

事務室入室者は、用務が終われば速やかに退出する。

　　・対面での業務や電話対応などもしているので、できるだけ大きな声での会話はし

ない。

　　・外来者には、玄関での検温、マスクの着用、手洗い、手指の消毒、体調の確認を

行う。

３　職員室等、職員が執務や会議、研修等を行うために使用する施設等について

1. 職員朝礼

　　・連絡事項はできるだけGW掲示板等を使用し、短時間で実施する。

1. 会議・研修等

　　・全体で行う必要がある会議・研修等は、ICT機器を活用する等により、体育室、

多目的室等可能な場所に分散して実施する。

1. 職員室

　　・始業前、放課後等に執務を行う際、職員室に集中しないよう、各教室等を利用す

る。その際、教職員の居場所は管理職に連絡しておく。

　　・職員室等での執務に当たっては、できるだけ向かい合う配置にならない。

　　・教職員が使用するデスクの間に必要に応じて透明の衝立を設置する。

**学校施設や物品の消毒・除菌について他**

１　ウイルス除去・感染予防のための消毒等について

1. 手指の消毒・除菌
2. 石鹸・流水での手洗い（２０～３０秒）が基本です。
3. アルコール含有の消毒液を手指に擦り込む（きちんと乾ききっていない場合に火気に近づくと発火の恐れがあるため注意が必要）

・ポンプ式タイプ：玄関、各教室等

・携帯ボトル：各自が所持し必要に応じて使用する。

1. 施設・設備、教材・教具等の清掃、消毒・除菌
	1. 普段からの清掃により清潔な空間を保つ。教室等の床や棚、ドア、手すり、トイレや洗面台などは、家庭用洗剤等を用いて拭き掃除など通常の範囲の清掃を行う。
	2. 生徒下校後に多目的トイレや教室等の消毒を行う。

　　　➡机、いす、手すり、ドアノブ・取っ手、手洗い場のレバーや蛇口周辺、トイレのドアや便座の蓋やレバー、ベッド等々、特に児童生徒、教職員がよく触れる場所は、対象に噴霧し、そのあと拭き拡げ、乾燥または水拭きする。

➡教材・教具、文具、車いす、歩行器等の支援用具等、児童生徒、教職員が使用するものは、汚れを落とした後、対象に噴霧し、そのあと拭き拡げ、乾燥または水拭きする。図書類は、噴霧したものをよく乾燥させる。

　　　➡校務用・児童生徒用の情報機器類（パソコンやタブレット、カメラ、マイクに

等）については、専用布巾に噴霧したものでふき取りまたは水拭きする。

1. 0.05％以上の次亜塩素酸ナトリウム（金属腐食あり）での消毒・除菌

※時間があるときや週末などには、この方法も取り入れる。

　　　➡ゴム手袋等使用で、液を浸した布巾等で拭き取り、その後水を絞った布巾等で再度拭き取りを行う。

　　　➡教材等を液に浸して消毒する場合は、よく水洗いして乾燥させる。

（3）嘔吐や排せつ物の汚れ、汚染がひどい物の場合

※ピューラックス（0.05％以上の次亜塩素酸ナトリウムによる消毒液）による清

拭や30分間のつけおき消毒を行う。

　　　➡手袋、マスクに加えて飛散があるなどの場合は、フェイスシールドやゴーグル

　　　　等眼を防護するものを用いる。

２　児童生徒の汚れた衣類、タオル等の持ち帰りについて

　　・学校では、ひどい汚れのみ水洗いし、ビニール袋等に密封して持ち帰る。

**校内で感染者等が出た場合の対応について**

１　**「校内で感染者等が出た場合のフロー図」（別紙参照）**

1. 感染者が出た場合➡一週間程度の臨時休業（状況により変更あり）
2. 濃厚接触者と特定された者が出た場合➡該当者は２週間程度の自宅待機

２　保健所提出資料等の準備

・校内見取り図・空調位置図・教職員等配席図・行事予定表・時間割表

　　・接触者リスト（名簿・学級編制表）・健康状況記録表

・保護者あて文書（発生と今後の対応についての家庭連絡用）